３　その他の周知事項

**（１）　施設基準の届出について**

①　施設基準の届出については、届出しようとする基準ごとに当該施設基準に係る届出書（届出書添付書類を含む）を**１通提出**してください。なお、届出した施設基準の届出書の写しを医療機関において適切に保管してください。

　※同一の届出書添付書類であっても、提出しようとする施設基準が複数あれば、それぞれ届出書が必要です。

　例　・急性期看護補助体制加算と看護職員夜間配置加算を届出する場合

　　　・う蝕歯無痛的窩洞形成加算と手術時歯根面レーザー応用加算を届出する場合　など

②　入院基本料等に含まれる加算（注加算）を届出する場合は、届出書の余白に届出しようとする加算名を記載してください。

　例　・療養病棟入院基本料の注１０に掲げる在宅復帰機能強化加算を届出する場合

　　　・回復期リハビリテーション病棟入院料の注２に掲げるリハビリテーション提供体制

加算を届出する場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

③　届出を行った施設基準については、院内掲示が必要です。施設基準の届出・辞退に合わせて、適切な院内掲示を行っていただきますようお願いします。

**（２）　施設基準の要件の確認等について**

①　施設基準の要件に適合しているかどうかは、保険医療機関の責任で、随時確認しなければなりません。

②　施設基準の届出を行った後に、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となる場合以外は、原則、変更届は不要です。ただし、以下の場合は変更届を提出してください。

・病床数に著しい増減があった場合

・神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算１、２及び３、歯科画像診断管理

加算１及び２、麻酔管理料（Ⅰ）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について届け出ている医師に変更があった場合

・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影について、届け出ている機器に変更があった場合

・一般病棟入院基本料の病棟又は特定機能病院入院基本料の病棟（一般病棟に限る）のう

ち、９０日を超えて入院する患者について、療養病棟入院基本料１の例により算定する

こととして届け出た病棟に変更があった場合

・リンパ浮腫複合的治療料の施設基準について、連携先として届け出た医療機関に変更が

あった場合

・処置・手術の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１を算定する診療科に変更があっ

た場合

・無菌製剤処理加算の施設基準について、届け出た無菌調剤室提供薬局の名称・所在地に

変更があった場合

③　施設基準の要件に適合しない場合は、辞退届の提出等の手続きをしてください。なお、辞退届に記載する辞退の理由は、具体的なものとしてください。

　　（記載例）

　　　　・運動器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅰ）：平成○年○月○日付で専従の理学療法士が退職したため。

　　　　・歯科技工加算１及び２：平成○年○月○日付で常勤の歯科技工士が退職したため。

　④　施設基準の届出を行った保険医療機関は、**毎年７月１日現在**で届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告しなければなりません。（詳しくは、７月上旬に近畿厚生局ホームページでお知らせします。）

**（３）　施設基準に係る年間実績等の報告の取扱いについて**

①　令和２年４月以降の算定にあたり、前年の実績等が要件を満たしていることを必要とする施設基準については、告示・通知を確認の上、要件を満たしていることを確認してください。そのうえで、次のアについては、適宜、報告書を提出してください。（詳しくは、近畿厚生局ホームページをご覧ください。）

ア　令和２年３月31日までに近畿厚生局へ報告が必要な施設基準

**・地域歯科診療支援病院歯科初診料**

**・精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1**

イ　上記アのほか手術件数等の年間実績が継続算定の要件となっている施設基準

当該要件と昨年の実施件数等の実績を照らし合わせ、要件を満たしていることを確認の上、令和２年４月以降の算定をしてください。

②　要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに届出の辞退又は変更の届出をしてください。

**（４）　保険外併用療養費（選定療養）について**

①　特別の療養環境（いわゆる差額ベッド）の提供や金属床による総義歯の提供など、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、近畿厚生局へ報告が必要です。（消費税率の改正によって金額が変わる場合においても報告が必要ですので未提出の場合は速やかに提出してください。）

なお、当該報告を行った選定療養については、院内掲示が必要です。選定療養の報告・変更に合わせて、適切な院内掲示を行っていただきますようお願いします。

②　選定療養の提供にあたっては、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、例えば、患者の意に反して特別の療養環境の病室に入室させてはなりません。

③　特別の療養環境の提供において、患者の選択によるものと認められず、料金を求めてはならない場合の具体例は、次のとおりです。

ア　同意書による同意の確認を行っていない場合、

イ　患者本人の『治療上の必要』により特別の療養環境の病室に入室させる場合、

ウ　病棟管理の必要性等から特別の療養環境の病室に入室させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

※　詳細については、通知「『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項について」（最終改正：令和２年３月５日付け保医発0305第５号）を確認の上、適切な取扱いを行ってください。

**（５）　療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて**

①　療養の給付と直接関係ないサービス（例：おむつ、病衣貸与 等）の提供は、患者の選択により行われるものです。

②　その選択に資するため、次の点に留意してください。

ア　サービスの内容、料金を保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければなりません。

イ　患者に対して、費用徴収を行うサービスの内容、料金等について、明確かつ懇切に説明し、その同意を確認しなければなりません。

ウ　同意の確認は、費用徴収を行うサービスの内容・料金を明示した文書に、患者の署名を受けることにより行う必要があります。

③　また、患者から費用の徴収をすることが認められてないもの（例：シーツ代、冷暖房代、おむつの処理費用　等）がありますので、留意してください。

※　詳細については、通知「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（最終改正：平成28年６月24日付け保医発0624第２号）を確認の上、適切な取扱いを行ってください。

**（６）　明細書の交付について**

電子レセプト請求が義務付けられている病院及び診療所は、原則として患者に無償で明細書を交付しなければなりません。

また、公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者（全額公費負担の患者を除く。）についても、自己負担がある患者と同様に、原則無償で交付しなければなりません。

**（７）　医療保険と介護保険の給付調整について**

①　要介護被保険者等（要介護被保険者又は居宅要支援被保険者）については、原則として、介護保険からの給付が医療保険からの給付より優先されますが、別に厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされています。

これを医療保険と介護保険の給付調整といい、要介護被保険者等が受けている介護サービスの種類によって、請求できる項目が異なりますので、診療報酬の算定を適切に行ってください。

②　特別養護老人ホーム等の配置医師に該当する場合は、配置されている施設に入所している患者に対する一部の診療については、診療報酬を算定することはできませんので、留意してください。

※　詳細については、告示「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」（最終改正：平成28年厚生労働省告示第93号）、通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（最終改正：平成28年３月25日付け保医発0325第９号）などを確認の上、適切な取扱いを行ってください。

**（８）　酸素の価格の算定について**

①　酸素の費用については、原則として、前年の酸素の購入実績（酸素の対価）に基づいて算出した額により請求することとされています。

②　酸素を使用して診療する保険医療機関は、毎年４月１日以降の診療報酬の請求に用いる酸素の単価等、必要な事項を毎年２月15日までに届出する必要があります。未提出の場合は速やかに提出してください。（詳しくは、近畿厚生局ホームページをご覧ください。）

**（９）　個別指導等の指摘事項の公表について**

　　近畿厚生局ホームページに、個別指導及び適時調査における主な指摘事項を掲載しています。また、厚生労働省ホームページに、特定共同指導・共同指導における主な指摘事項等が掲載されています。

〇近畿厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/kobetsushitekijikou.html>

〇厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/shidou_kansa.html>

これらの指摘事項も参考に、適正な保険診療・保険請求を行ってください。